

| | | | |
|--------------|--|-------------|------------|
| 開講科目名 | ASP: Social Cultures and Religions (ヨーロッパ国際私法) | | |
| 担当教員 | 齋藤 彰、Peter McEleavy | 開講区分 | 単位数 |
| | | 後期 | 1単位 |

授業のテーマと到達目標

EUにおいてはアムステルダム条約以降、国際私法の分野において「規則 (Regulation)」という形式でEU全体において適用される統一法を、欧州委員会の提案により、制定することが可能になった。その後のヨーロッパにおける国際私法の急速な展開には目を見張るべきものがある。

本講義ではそのうち、国際的な家族法に関連するヨーロッパ国際私法の最新の展開を扱う。わが国が間もなく締約国となるであろう「子の奪取の民事面に関するハーグ条約」はヨーロッパで長く運用され、様々な実務的問題が明らかとなるとともに、その改善に向けた方策を進展させてきている。本講義においては、欧州における国際的な子の奪取をめぐる法制度における第一人者によって提供されるものである。

受講者に課される到達目標は、ヨーロッパの家族法に関連する国際私法分野の動向と子の奪取をめぐる法制について基礎的な理解をもち、わが国にとって学ぶべき点を正しく理解することである。

授業の概要と計画

1. Introduction to EU Family Law
2. Connecting Factors I
3. Divorce II Jurisdiction & Recognition
4. Divorce III Choice of Law
5. Children I Council Regulation 2201/2003
6. Child Abduction I
7. Child Abduction II
8. Child Abduction

成績評価と基準

予習及び出席を含む授業に対する熱意ある取組(40%)と、レポートの評価(60%)によって評価を行う。

履修上の注意 (準備学習・復習、関連科目情報等を含む)

この科目はグローバル人材育成のために外国語で授業を行うグローバル専門科目です。
他学部生の履修：可
履修する上での語学能力：特に必要なし

オフィスアワー・連絡先

受講者と相談の上決定する。

学生へのメッセージ

今年度の工夫

教科書

参考書・参考資料等

授業における使用言語

英語 (English)

キーワード

グローバル